

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月13日

【会社名】 株式会社A Dワークスグループ (注) 1

【英訳名】 A.D.Works Group Co.,Ltd. (注) 1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 田中 秀夫 (注) 1

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 (注) 1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社エー・ディー・ワークス
常務取締役CF0 細谷 佳津年

【最寄りの連絡場所】 株式会社エー・ディー・ワークス
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

【電話番号】 03-5251-7642

【事務連絡者氏名】 株式会社エー・ディー・ワークス 常務取締役CF0 細谷 佳津年

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 11,980,417,709円 (注) 2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1 本訂正届出書提出日現在において、株式会社A Dワークスグループ(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2020年4月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社エー・ディー・ワークス(以下「エー・ディー・ワークス」といいます。)の2019年3月31日における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年11月12日付で提出いたしました有価証券届出書、2019年11月14日付及び2019年12月2日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2020年2月3日付で株式会社東京証券取引所に当社株式の新規上場申請を行ったこと、エー・ディー・ワークスが2020年2月13日付で第3四半期に係る四半期報告書を提出したこと等に伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項がありますので当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

- 1 組織再編成の目的等

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 4 経営上の重要な契約等

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

(5) 議決権の状況

自己株式等

第5 経理の状況

第6 提出会社の株式事務の概要

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

第六部 株式公開情報

第3 株主の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	39,289,864株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1. エー・ディー・ワークスの発行済株式総数392,898,648株(2019年9月30日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、エー・ディー・ワークスの2019年10月21日開催の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、株式移転計画の承認の定時株主総会への付議)及び2019年11月29日開催のエー・ディー・ワークスの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
3. エー・ディー・ワークスは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	39,289,864株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1. エー・ディー・ワークスの発行済株式総数392,898,648株(2019年9月30日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、エー・ディー・ワークスの2019年10月21日開催の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、株式移転計画の承認の定時株主総会への付議)及び2019年11月29日開催のエー・ディー・ワークスの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
3. エー・ディー・ワークスは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行いました。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1. 普通株式は、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるエー・ディー・ワークスの株主名簿に記載又は記録されたエー・ディー・ワークスの株主に対し、その所有するエー・ディー・ワークスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株の割合をもって割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日現在において未確定ですが、エー・ディー・ワークスの2019年3月31日における株主資本の額(簿価)は、11,980,417,709円であり、発行価額の総額のうち5,500,000千円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により2020年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1. 普通株式は、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるエー・ディー・ワークスの株主名簿に記載又は記録されたエー・ディー・ワークスの株主に対し、その所有するエー・ディー・ワークスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株の割合をもって割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日現在において未確定ですが、エー・ディー・ワークスの2019年3月31日における株主資本の額(簿価)は、11,980,417,709円であり、発行価額の総額のうち5,500,000千円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行いました。これに伴い、同規程に定めるいわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により2020年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(訂正前)

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景及び目的

エー・ディー・ワークスはこれまでの各ターム中期経営計画において、第2次(ビジネスモデルの構築期)、第3次(ビジネスモデルの確立期)、第4次(ビジネスモデルの展開期)、そして第5次(ビジネスモデルの拡充期/新規事業構築の準備期)と、ビジネスモデルの成長と企業価値の向上とをシンクロさせるべく鋭意取り組んでまいりました。

エー・ディー・ワークスグループのビジネスモデルが富裕層顧客に受け入れられたのは、物件選定、バリューアップ、販売後の管理、保守・修繕工事、手厚いフォロー体制など、バリューチェーンともいうべき一連のサービスが、資産運用ソリューションとして「価格相応以上の価値をもたらす唯一無二のプレミアム感」を提供できていることによるものと自負いたしております。

そしてこの足跡は、不動産ビジネスを起点とするエー・ディー・ワークスグループの事業が富裕層ビジネスへと進化し始めたことの証左であると認識しております。

2019年6月4日公表の「第6次中期経営計画」では、これをさらにプレミアムビジネスへと発展させ、様々な顧客に対し様々なプレミアムバリューを提供する、高次元のビジネスモデルを実現したいと企図しております。

すなわち、収益不動産を起点にした一連のバリューチェーンの提供価値をさらに高めることはもとより、不動産に留まらない投資商品の開発や資産関連サービスの提供など、富裕層ビジネスをさらに強化するべく、事業領域や事業エリアを柔軟に捉えながらポートフォリオを拡張してまいります。

さらに不動産ビジネスにおいては、対象顧客を個人顧客から事業法人や機関投資家等の大口顧客にも拡張できるよう、商品企画力を高めながら商品ラインナップを多様化させます。

持株会社体制への移行は、こうしたフレキシブルな事業展開を加速するべく、業務提携、資本提携、M&A等の多彩な手法を活用しやすくするだけでなく、各事業会社への一定の権限委譲による事業展開に係る意思決定のスピードアップ、多様な人材を活かすための各事業に相応しい人事戦略の導入、リスクテイクとリスクヘッジの最適化など、総じてプレミアムビジネスへの発展のためのバックボーンとなる重要な施策であると考えております。

なお、本株式移転により、エー・ディー・ワークスは持株会社の完全子会社になるため、エー・ディー・ワークス株式は上場廃止となりますが、エー・ディー・ワークスの株主の皆様にあらたに交付される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部にテクニカル上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日(本株式移転効力発生日)である2020年4月1日を予定しております。

2. 持株会社体制への移行の手順

省略

3. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

省略

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、エー・ディー・ワークスは当社の完全子会社となる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

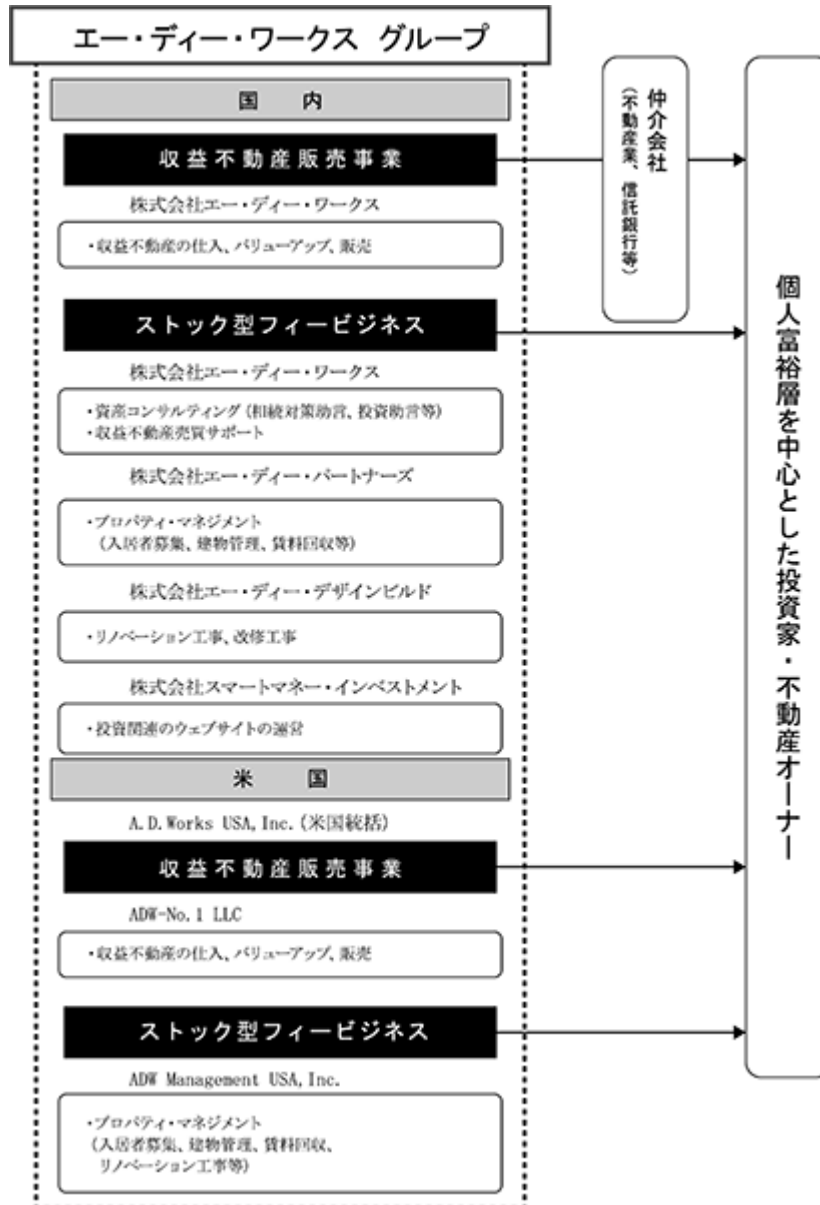
役員の兼任関係

当社の取締役は、当社グループ各社の取締役(監査等委員である取締役を含みます。)及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの事業系統図は、次のとおりです。



(注) 株式会社スマートマネー・インベストメントは、2019年3月31日付でエー・ディー・ワークスに事業譲渡をしております。

(訂正後)

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景及び目的

エー・ディー・ワークスはこれまでの各ターム中期経営計画において、第2次(ビジネスモデルの構築期)、第3次(ビジネスモデルの確立期)、第4次(ビジネスモデルの展開期)、そして第5次(ビジネスモデルの拡充期/新規事業構築の準備期)と、ビジネスモデルの成長と企業価値の向上とをシンクロさせるべく鋭意取り組んでまいりました。

エー・ディー・ワークスグループのビジネスモデルが富裕層顧客に受け入れられたのは、物件選定、バリューアップ、販売後の管理、保守・修繕工事、手厚いフォロー体制など、バリューチェーンともいうべき一連のサービスが、資産運用ソリューションとして「価格相応以上の価値をもたらす唯一無二のプレミアム感」を提供できていることによるものと自負いたしております。

そしてこの足跡は、不動産ビジネスを起点とするエー・ディー・ワークスグループの事業が富裕層ビジネスへと進化し始めたことの証左であると認識しております。

2019年6月4日公表の「第6次中期経営計画」では、これをさらにプレミアムビジネスへと発展させ、様々な顧客に対し様々なプレミアムバリューを提供する、高次元のビジネスモデルを実現したいと企図しております。

すなわち、収益不動産を起点にした一連のバリューチェーンの提供価値をさらに高めることはもとより、不動産に留まらない投資商品の開発や資産関連サービスの提供など、富裕層ビジネスをさらに強化するべく、事業領域や事業エリアを柔軟に捉えながらポートフォリオを拡張してまいります。

さらに不動産ビジネスにおいては、対象顧客を個人顧客から事業法人や機関投資家等の大口顧客にも拡張できるよう、商品企画力を高めながら商品ラインナップを多様化させます。

持株会社体制への移行は、こうしたフレキシブルな事業展開を加速するべく、業務提携、資本提携、M & A等の多彩な手法を活用しやすくするだけでなく、各事業会社への一定の権限委譲による事業展開に係る意思決定のスピードアップ、多様な人材を活かすための各事業に相応しい人事戦略の導入、リスクテイクとリスクヘッジの最適化など、総じてプレミアムビジネスへの発展のためのバックボーンとなる重要な施策であると考えております。

なお、本株式移転により、エー・ディー・ワークスは持株会社の完全子会社になるため、エー・ディー・ワークス株式は上場廃止となりますが、エー・ディー・ワークスの株主の皆様にあらたに交付される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部にテクニカル上場申請を行いました。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日(本株式移転効力発生日)である2020年4月1日を予定しております。

2. 持株会社体制への移行の手順

省略

3. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

省略

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、エー・ディー・ワークスは当社の完全子会社となる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役は、当社グループ各社の取締役(監査等委員である取締役を含みます。)及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

当社の事業系統図は、次のとおりです。



第三部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日及び2019年11月14日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日、2019年11月14日及び2020年2月13日提出)をご参照ください。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日及び2019年11月14日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日、2019年11月14日及び2020年2月13日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日及び2019年11月14日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日、2019年11月14日及び2020年2月13日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,289,864	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	39,289,864		

- (注) 1. 上記株式数は、2019年9月30日時点におけるエー・ディー・ワークスの発行済株式総数に基づいて記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、エー・ディー・ワークスの発行済株式総数が変化した場合、当社が交付する株式数は変動いたします。
2. エー・ディー・ワークスは、当社の普通株式について東京証券取引所市場第一部に新規上場申請を行う予定です。

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,289,864	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	39,289,864		

- (注) 1. 上記株式数は、2019年9月30日時点におけるエー・ディー・ワークスの発行済株式総数に基づいて記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、エー・ディー・ワークスの発行済株式総数が変化した場合、当社が交付する株式数は変動いたします。
2. エー・ディー・ワークスは、当社の普通株式について東京証券取引所市場第一部に新規上場申請を行いました。

(5) 【議決権の状況】

【自己株式等】

(訂正前)

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2020年4月1日時点において、当社の自己株式を保有していませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の自己株式については、以下のとおりです。

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エー・ディー・ ワークス	東京都千代田区内幸町1- 1-7	1,050,700		1,050,700	0.27
計		1,050,700		1,050,700	0.27

(注) 上記には、当社が所有する自己株式1,050,724株のうち、単元未満株24株は含まれておりません。

(訂正後)

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2020年4月1日時点において、当社の自己株式を保有していませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の自己株式については、以下のとおりです。

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エー・ディー・ ワークス	東京都千代田区内幸町1- 1-7	1,050,700		1,050,700	0.27
計		1,050,700		1,050,700	0.27

(注) 上記には、エー・ディー・ワークスが所有する自己株式1,050,724株のうち、単元未満株24株は含まれておりません。

第5 【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日及び2019年11月14日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日、2019年11月14日及び2020年2月13日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とし、次のエー・ディー・ワークスのホームページアドレスに掲載します。 http://www.re-adworks.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(訂正後)

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告は、当社のホームページに掲載する予定ですが、アドレスについては未定です。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第 1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月25日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第94期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月14日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2019年6月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(臨時株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2019年12月2日関東財務局長に提出。

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月25日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第94期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第94期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月13日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2019年6月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(臨時株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2019年12月2日関東財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

(訂正前)

株式会社エー・ディー・ワークス 本店
(東京都千代田区内幸町一丁目1番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(訂正後)

株式会社エー・ディー・ワークス 本店
(東京都千代田区内幸町二丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第3 【株主の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	2019年9月30日時点
			発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有 株式数の割合(%)
田中 秀夫	東京都武蔵野市	51,108,620	13.04
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	17,057,500	4.35
有限会社リバティーハウス	東京都武蔵野市吉祥寺東町1-23-20	16,216,000	4.14
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	14,071,900	3.59
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	12,300,000	3.14
モルガン・スタンレーMUF G 証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	10,154,057	2.59
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	8,408,200	2.15
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	7,631,500	1.95
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	6,101,248	1.56
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(役員株式報酬信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,784,300	1.48
計		148,833,325	37.98

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式1,050,724株があります。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)の所有株式5,784,300株は、信託を用いた役員株式報酬制度に伴う当社株式であります。
- 3 2019年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びその共同保有者が2019年6月28日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレーMUF G 証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	3,647	1.04
モルガン・スタンレー・アンド カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィルミントン、 オレンジ・ストリート 1209 コーポレーション・トラスト・ センター、 ザ・コーポレーション・ト ラスト・カンパニー気付	2,223	0.64

- 4 2019年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者が2019年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	970	0.28
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	12,988	3.71

- 5 2019年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が2019年8月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1-1-1	12,718	3.24
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	6,169	1.57

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	2019年9月30日時点
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
田中 秀夫	東京都武蔵野市	51,108,620	13.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	17,057,500	4.35
有限会社リバティーハウス	東京都武蔵野市吉祥寺東町1-23-20	16,216,000	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	14,071,900	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	12,300,000	3.14
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	10,154,057	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	8,408,200	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	7,631,500	1.95
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	6,101,248	1.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,784,300	1.48
計		148,833,325	37.98

- (注) 1 上記のほかエー・ディー・ワークス所有の自己株式1,050,724株があります。
2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)の所有株式5,784,300株は、信託を用いた役員株式報酬制度に伴う当社株式であります。
3 2019年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びその共同保有者が2019年6月28日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	3,647	1.04
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィルミントン、 オレンジ・ストリート1209 コーポレーション・トラスト・センター、 ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付	2,223	0.64

- 4 2019年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者が2019年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	970	0.28
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	12,988	3.71

- 5 2019年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が2019年8月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1-1-1	12,718	3.24
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	6,169	1.57